



管理組合だより

平成20年度 第2号
(通巻 第135号)
平成20年6月17日発行

6月度定例理事会より

平成20年度 第1回定例理事会が開催されました。
概要をお知らせ致します。

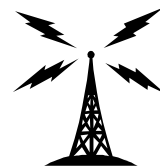
6月8日、平成20年度 第1回理事会が開催され、理事15名、監事2名の計17名が出席しました。

<新年度の活動開始>

平成20年度の第1回定例理事会が開催されました。新任役員を含めて18名のうち17名の出席でした。本年度の活動方針に基づいて、理事長、各分科会より本年度の活動計画について提案され、前年度から継続中の案件などについての審議・確認が行われました。また、上野原市の進める「情報通信基盤整備事業」に関連して、コモア内での地下埋設部分への光ケーブル敷設工事についても審議を行いました。(詳細後記)

今年度は、先日の平成19年度通常総会で承ったご意見、ご要望について十分な考慮を行いながら、ご承認頂いた活動方針に沿って活動を進めて参ります。今後、新ブロック委員をはじめ組合員の皆様のお力、お知恵をお借りし、また自治会とも連携を強化しながら、より良いコモアを目指して活動を行って参ります。この「管理組合だより」も、組合員の皆様のご意見などをできるだけ多く採り入れたものにしたいと思っています。組合員皆様のご理解とご協力をお願い致します。

情報通信基盤整備事業に関するお知らせ ～ 地下埋設部工事へのご協力をお願い ～



既に「管理組合だより」でお知らせしています通り、管理組合では上野原市の「情報通信基盤整備事業」に対して工事許可を出しております。これに伴い、地下埋設部への光ケーブル埋設工事が、6月中旬から街区ごとに順次実施されます。工事対象のお宅には、上野原市から該当街区の施工日が記載された文章が通知されますので、内容をご確認いただき、施工時の“敷地内への立ち入り”や“ハンドホール上のお車の移動”等にご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、このお願いについては、管理規約第22条4項の規定に則り、理事会にて承認を行っています。
(下記は管理規約の抜粋です)

(管理対象物の使用)

第22条 組合員は、管理対象物をその通常の用法に従って使用しなければならない。

2 組合員は、附属施設の共有持分および組合員の所有地内設置のCATV保安器箱等について、その所有する建物と分離して譲渡、抵当権の設定等の処分をしてはならない。

3 組合員は、管理対象物の使用に関して、組合員の共同の利益に反する行為をしてはならない。

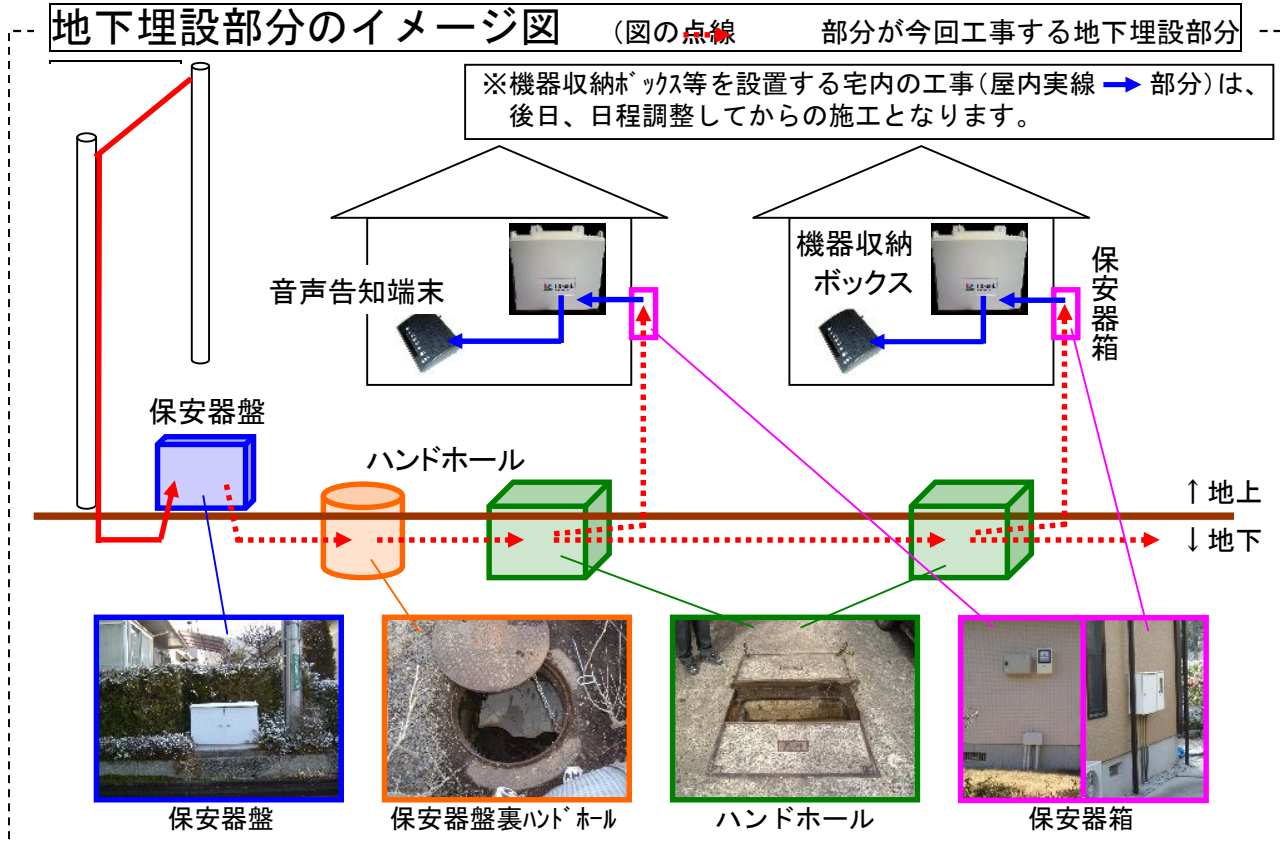
4 組合は、管理対象物の維持管理のため、組合員の所有地内の一部施設の保守管理および改修等の必要があると理事会が認めたときは、組合員に事前にその所有地内への立ち入りを請求することができる。

敷地に保安器盤／保安器盤裏ハンドホール／ハンドホール(裏面参照)の設置してある全ての住宅が対象です。

* 音声告知端末の申し込みの有無は関係ありませんのでご注意ください！

光ファイバーケーブルの引込工事を行う方へのお願い ～ 音声告知端末を申し込んでいる全ての住宅が対象です ～

今回の地下埋設部分の工事の際に、各お宅の外壁にある「保安器箱」までの光ファイバーケーブルの引き込むこととなります。施工時は、「保安器箱」の開錠をお願いします。



施設分科会からのお知らせ

施設分科会より、点検のお知らせとお願いです。

【7月の点検予定について】

7月のエレベーター、エスカレーターの点検予定は以下の通りです。

詳しい日程は7月上旬に上下ステーションに掲示します。また、エレベーター点検中はエスカレーターの下り運転を行います。なお、エスカレーター点検日は、夕方の上り運転開始時刻は17時(通常16時)からとなりますのでご注意ください。

- ◆ エレベーター：7月7日の週、及び22日の週(いずれも1日)
- ◆ エスカレーター：7月1日の週、及び14日の週(いずれも1日)



【編集後記】

最近、海外への出張の機会が多いのですが、毎回帰国するたびに、日本の良さや四季の素晴らしさを感じます。そして、少し日本離れた?“コモアの街並みの美しさ”も改めて再認識したりします・・・(北)



COMMORE SHIOETSU

コモアしおつ団地管理組合法人
電話/FAX 0554-66-3486
発行責任者 代表理事 安田 稔

コモアしおつ公式サイト <http://www.commore.jp>